

# 貸付対象となる経費、 返還免除の条件は 下記のとおりです！



## ● 返還免除条件 ●

- 1 岐阜県内の介護事業所・施設で
- 2 介護の業務に従事し
- 3 以後継続して2年間<sup>※4</sup> 当該業務に従事したとき

## ● 貸付対象となる経費 ●

再就職により新たに必要となる費用で次のものが対象になります。

- ◇就職活動時に子どもの預け先を探す際の活動費
- ◇介護に係る学び直しのための講習会参加経費、国家試験の受験手数料、参考図書等の購入費
- ◇介護職員等として働く際に必要となる靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
- ◇敷金、礼金、転居費
- ◇通勤用の自転車、バイクの購入費
- ◇通勤用の靴、防寒着、避暑着、帽子等の被服費
- ◇その他、再就職する際に必要となる経費として適当と認められるもの

※4 在職期間が通算730日以上であり、かつ、介護等の業務に従事した日数が360日以上あること

社会福祉法人 **岐阜県社会福祉協議会**  
**岐阜県福祉人材総合支援センター**



〒500-8385 岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号  
岐阜県福祉・農業会館3階  
**TEL.058-201-2261**(直通)  
ホームページ <http://www.winc.or.jp/>  
●JR岐阜駅・名鉄岐阜駅より  
岐阜バス 県庁経由「OKBふれあい会館」下車 徒歩1分  
●JR西岐阜駅より西ぎふ・くるくるバス「福祉・農業会館南」下車

